

# 令和2年 10月臨時会

10月27日～30日  
会期：4日間  
市長提出議案1件

三島駅南口東街区再開発事業に関する

## 「住民投票条例案」を審議しました

この条例案は、三島駅南口東街区再開発事業について、「都市計画決定を1年延期し、市民の意見を取り入れて見直す」または「現計画のまますすめる」を選択肢として、住民投票をこの条例の公布の日から40日を経過する日までの間に実施することなどを定めているものです。

### 住民投票とは？

特定の施策の是非などを直接住民に問う制度です。住民投票を行うには、住民投票条例を制定しなければなりません。条例の制定にあたっては、市長や議員からの提出のほか、住民による条例制定請求（直接請求）があります。この場合、有権者の50分の1以上の署名をもって、その代表者から市長に対し、条例制定の請求をすることになります。その後、市長は議案として議会に提出し、議会で可決されると住民投票が行われます。

### 審議までの流れ

- 8月11日 条例制定請求代表者6人から請求代表者証明書の交付申請
- 8月17日 証明書交付、告示
- 8月17日～9月17日 署名収集期間
- 9月23日 5,206人分の署名を請求代表者が市選挙管理委員会へ提出  
→選挙管理委員会にて署名の審査
- 10月1日 署名の効力を決定 有効署名総数 4,857人
- 10月2日～8日 署名簿の縦覧
- 10月9日 有効署名の総数の告示、請求代表者に署名簿を返付

### これらの手続きを経て…

10月13日 地方自治法第74条第1項の規定により、「三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定」の請求

### 10月27日 議案審議

「三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定について」上程  
梅原副市長から提案理由の説明が行われ、続いて豊岡市長から意見書について説明が行われました。質疑ののち、当該条例案は、総務委員会に審査を付託しました。

### 10月28日 総務委員会

請求代表者による意見陳述（P3-①）および質疑、当局に対する質疑等を行った後、討論（P3-②）、採決を行い、総務委員会での採決では否決すべきものと決定しました。

### 10月30日 議案審議

委員長報告、討論（P3-③）等を経て、採決を行い、否決されました。

### ①請求代表者による意見陳述（10/30 本会議での委員長報告から抜粋）

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、駅前の狭い地域の大型施設に多くの人々が集中する計画がふさわしいのか。市民意見を十分反映できているとは言えず、地下水に与える影響も大変心配される。一度立ち止まって市民の意見を聴く必要があるのではないか。再開発自体には賛成であるが、現計画に批判的な意見が多数出されていることは問題であると考えるので、住民投票条例の制定を請求する。

### ②総務委員会での討論（10/30 本会議での委員長報告から抜粋）

**反対** この投票用紙では、市民の総意を的確に把握するという住民投票の目的に反して、設定された選択肢が不明瞭であり、その結果を尊重することが困難であるため、住民投票を実施する必然性はないと考える。

**賛成** 都市計画決定の前に、市民総意のものとなることが求められている。市長の意見書でも、市民が求める情報提供の徹底が強調されており、住民投票条例の目的と一致する。

### ③本会議での討論

#### 反対

- 再開発を行う方が中長期的な財源確保につながるため、ポストコロナの将来を見据え、福祉政策のための財源を確保し、雇用を創出し、三島市の活性化につなげるのが大切。
- 都市計画決定は今後の街づくりのルールを示すものであり、具体的な施設計画や財政負担などを決めるものではなく、調査・設計等が進むことで、より踏み込んだ議論が可能となる。
- 条例案では投票率の目標が40%と低く、成立要件も規定されていない上、投票率が低い場合にもその結果を尊重しなければならないとなると、民意をないがしろにするものになってしまう。
- 議会としてもこれまでさまざまな議論を行っており、今後は実施設計や事業収支など具体的な議論がされていく。引き続き市民説明・情報公開を徹底し、真摯に対応してもらいたい。
- 1年延期をするか現計画を進めるかの2択で市民全体に選択を迫ることが正しいのか疑問。住民投票を実施することに客観的な意義と必要性を見出すことは困難である。

#### 賛成

- 地下水への影響の検証や市民への説明が不十分であり、都市計画決定を行ってしまうと事業や施設の規模という事業の骨格に関わる見直しは極めて困難。事業を前に進めることは拙速。
- 市民の多くは再開発事業についてよく知らされていない。住民投票の実施は、市民の事業に対する理解と納得を検証する何にも勝る手段である。
- コロナを踏まえた費用便益分析の検証、地下水への影響、広域健康医療拠点のコンセプトの再検討など、市民への説明と議論が十分にされているとは言えない。
- 有権者の50分の1を超える署名が寄せられ、請求された提案に、議会が反対の議決によって対抗することがあってはならない。

### 議決結果

議第82号 三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定について

結果	緑水会				新政会				新未来21			公明			改革みしま		日本共産党議員団		無会派			
	松田吉嗣	大房正治	野村諒子	中村仁	佐野淳祥	甲斐幸博	杉澤正人	大石一太郎	古長谷稔	沈久美	石井真人	川原章寛	岡田美喜子	宮下知朗	鈴木文子	堀江和雄	村田耕一	土屋利絵		藤江康儀	服部正平	河野月江
否決	×	／	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○

※ ○：賛成 ×：反対 ※ 議長は表決に参加しないため、表決結果は斜線になっています。